

# 経済産業省の取組について

令和8年6月

# 業界団体等に対する要請（自動車業界・小売業界、地方自治体の例）

- 業界との懇談会や地方公共団体の首長との面談等の場において、大臣等ハイレベルから、価格転嫁・取引適正化の取組を継続するよう要請。
- 今後も、意見交換等の場を活用しながら、継続的に働きかけを行っていく。

## 自動車業界

- 実施日：令和8年5月25日
- 要請先：日本自動車会議所
- 要請者：赤澤経済産業大臣



要請をする赤澤大臣

## 小売業界

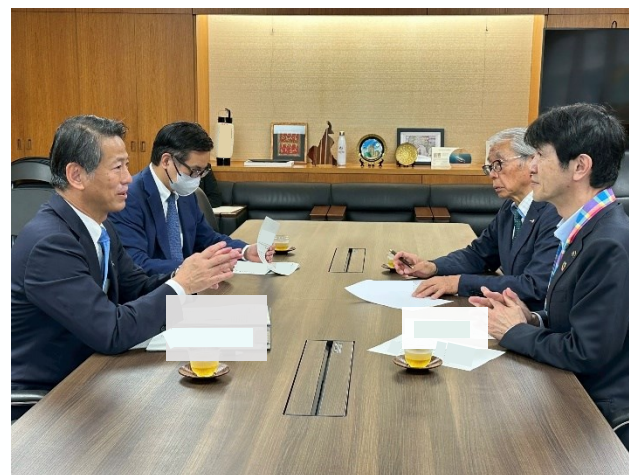
- 実施日：令和8年5月15日
- 要請先：日本フランチャイズチェーン協会
- 要請者：井野経済産業副大臣



要請をする井野副大臣

## 地方自治体

- 実施日：令和8年5月13日
- 要請先：兵庫県西脇市
- 要請者：山田経済産業副大臣



要請をする山田副大臣

# 自動車サプライチェーン取引適正化会議について

- 取引適正化に関する自動車業界の課題やそれら解決に向けた取組が見える化し、業界における取引適正化の更なる進展を確保することを目的に、令和8年2月、「自動車サプライチェーン取引適正化会議」を設置。
- 第1回（2月5日）、第2回（4月20日）に会議を開催し、越智政務官も参加。自工会・部工会・素形材団体の協力を得て実施した自動車産業における取引適正化に関する実態調査の結果を報告するとともに、主に「型等の取引」に係る課題・取組について参加者から説明、意見交換を実施した。
- 参加者からは、型等の保管・管理に係る現場負担や、型等の廃棄判断の遅れと構造的課題、サプライチェーン全体での連携の必要性など型等の取引に係る様々な意見があり、関係者間で課題の共有が図られた。
- 今後も、「補給品」や「代金決定」等に係る論点を取り上げる予定。

## 第2回参加者

### ●政府

越智政務官、伊吹製造産業局長、伊藤自動車課長、大今素形材室長 等

### ●自工会

松永副会長 専務理事、調達部会 本間部会長、鈴木副部会長、古澤副部会長、越智委員

### ●部工会

大下副会長 専務理事、サプライチェーン部会 渡辺部会長、岩井副部会長、田村委員、中小企業施策委員会 石川委員長

### ●素形材団体等

日本金型工業会 中里専務、日本金属熱処理工業会 渡邊会長、日本金属プレス工業協会 久野会長、日本ダイカスト協会 蔦会長、日本鍛造協会 南條副会長、日本鋳造協会 鈴木副会長、全日本プラスチック製品工業連合会 住田副会長、日本粉末冶金工業会 澤山専務

### ●オブザーバー

公取委 柴山企業取引課長、中企庁 小高取引課長

## 議題

- 実態調査結果の報告、「型等の取引」に係る課題・取組について関係団体から説明、意見交換



越智政務官（写真中央）

# 燃料小売業における価格基準

- 災害時を含め、地域の燃料供給拠点を維持するためには、随意契約等を活用し、「地方公共団体等との間で積極的に災害時の燃料供給協定を締結している石油組合」の受注機会を拡大することが重要。
- 受注機会の拡大等を促すため、「災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については特に平時と災害時の一体的な契約を求める」とともに、「契約単価についても、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の価格と連動した単価を推奨」する旨の配慮要請文書を発出（令和8年5月19日）。

## 経済産業省

官 印 省 略  
20260428資燃部第4号  
20260430中庁第6号  
令和8年5月19日

各府省契約担当課長 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部長

中小企業庁 事業環境部長

官公需における中小石油販売業者に対する配慮について

平素より経済産業行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。  
災害時において、ガソリンスタンド（サービスステーション。以下「SS」という。）は、エネルギー供給の「最後の砦」であり、警察や消防等の緊急車両への優先給油、避難所、医療機関、上下水道等の重要施設に対して燃料の供給を行うなど、災害時における石油製品の安定供給に重要な役割を担っています。  
他方、全国のSSの数は、年々減少し続けており、SS数が減少する中で、災害時にも「最後の砦」として地域を支えるSSネットワークの維持・強化は、喫緊の課題となっています。このような背景のもと、地域に必要な燃料供給拠点の維持・確保の観点から、平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「基本方針」という。）」において、「中小石油販売業者に対する配慮」に関する項目を新設し、以降、国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。国の各官署・地方支分部局の他、独立行政法人等を含む。以下同じ。）においては、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うこと等により、当該協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めることとしてきました。

しかしながら、国等の調達機関と地域の石油組合との災害協定の締結については大きな進展がある一方、随意契約が十分に浸透しておらず、競争入札の結果、必ずしも災害時に燃料供給ができない事業者が契約する事例も報告されています。このような場合、平時の取引がないことにより、災害時に円滑に燃料供給できないだけでなく、地域のSSの減少を加速させ、地域の燃料供給能力の低下により平時における円滑な燃料調達にも支障をきたすおそれがあります。

## 燃料調達契約における随意契約の事例

### 財務省、外務省、農林水産省及び経済産業省共同の 令和8年度公用車燃料調達契約

- 契約方式：随意契約（令和8年度から）
- 契約相手：東京都石油業協同組合
- 契約単価：  
給油する各月の前月第2、3、4週の都道府県毎<sup>※1</sup>の給油所小売価格<sup>※2</sup>の平均を基に算出

※1 発注者が所在する都道府県

※2 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）による

資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

[https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum\\_and\\_lpgas/pl007/results.html](https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html)